

日本中央競馬会の会計に関する規約

(平成 19 年 8 月 31 日 規約第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規約は、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本会の会計に関する基準を確立して、事業の能率的な運営を図り、もって本会の行う事業の健全な発展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本会の会計に関しては、法、日本中央競馬会法施行令（昭和29年政令第258号）、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）及び法第 7 条の定款の規定によるほか、この規約の定めるところによる。

(会計の原則)

第 3 条 本会の会計に関して、この規約に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条第 1 項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(区分経理)

第 4 条 法第29条の 2 の特別振興資金に係る経理については、特別の勘定として、特別振興資金勘定を設けるものとする。

(減価償却等)

第 5 条 耐用年数等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準に従うものとする。ただし、当該基準によりがたいものについては、別表に定めるところによるものとする。

2 償却資産の減価償却は、定額法（機械・装置については、定率法）によるものとする。

3 馬場施設（競馬の競走又は競走馬の調教の用に供する走路をいう。）の部分的取替えに要する費用は、取替えた時の費用として処理する。

(純資産)

第 6 条 純資産は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に区分して整理するものとする。

(資本金)

第 7 条 資本金は、本会設立の際における資本金とする。

(資本剰余金及び利益剰余金)

第8条 資本剰余金は、資本取引によって生ずる剰余金とし、利益剰余金は、損失てん補準備金、特別振興資金、特別積立金及び繰越利益剰余金とする。

(特別振興資金勘定の会計処理)

第9条 特別振興資金勘定の損益計算の結果、差益又は差損が生じた場合には、当該事業年度において、直ちにその額を、特別振興資金へ繰り入れ、又は特別振興資金から減ずる処理を行うものとする。

(会計監査人の監査)

第10条 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、注記表及び附属明細書については、会計監査人の監査を受けるものとする。

(会計事務)

第11条 この規約を実施するために必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年1月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 日本中央競馬会会計規程(昭和29年規約第2号)は廃止する。

(帳簿価額の引継ぎに関する措置)

3 平成20事業年度の期首の有形固定資産、無形固定資産及び資本剰余金に係る帳簿価額は、廃止前の日本中央競馬会会計規程の規定により作成した平成19年事業年度財務諸表の期末帳簿価額とし、第5条に定める減価償却等は当該期末帳簿価額に基づき行うものとする。

附 則(平成28年9月15日規約第3号)

(施行期日)

1 この規約は、平成28年9月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日本中央競馬会の会計に関する規約の規定は、平成28年4月1日以後に取得した償却資産の減価償却について適用し、同年3月31日以前に取得した償却資産の減価償却については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

種類	用途（細目）	詳細（例示）	構造等	耐用年数	償却方法
建物	特殊事業用のもの	競馬場のスタンド	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造のもの	年 38	定額法
構築物	特殊事業用のもの	（放牧場、馬砂浴場、自由飛越場、走路、角馬場、下見所設備）	放牧場、走路、角馬場、下見所設備その他これらに類するもの	15	定額法
機械・装置	特殊作業用機械	ローラー、ハロー、路盤用機械、積込機械、穿孔機械、クレーン、コンベアー、トラクター、排土整地機械、砂篩機、芝切機、芝草刈機その他これらに類するもの		5	定率法
	特殊事業用装置	トータリゼータ・システム、監視システム、映像伝送システム等の幹となる配管配線設備その他これらに類するもの		6	定率法